

## 福祉サービス第三者評価 評価者名簿登載要領 新旧対照表(抄)

改 正	現 行
<p>第1条から第3条まで（現行のとおり）</p> <p>（主たる所属評価機関の表示）</p> <p>第4条 評価者名簿の所属評価機関の欄には、当該評価者の「主たる所属評価機関」を表示する。</p> <p>2 主たる所属評価機関がない場合には、「主たる所属評価機関なし」と表示する。ただし、<u>機構が別に定める様式により評価機関が登録申請を行い、機構が受理したときには、当該欄に「主たる所属評価機関」が表示される。</u></p> <p>（名簿からの抹消等）</p> <p>第5条 次の各号に該当する場合、機構は当該評価者を評価者名簿から抹消する。</p> <p>(1) 評価実績がない年度が連続して3年となった者</p> <p>(2) 評価実績が著しく少ない場合で、<u>認証・公表委員会（以下、「委員会」という。）</u>の調査審議により名簿から抹消すべきと判断された者</p> <p>(3) 必要なフォローアップ研修を受講していない者</p> <p>(4) 「主たる所属評価機関なし」が表示され、その期間が1年を超えた者</p> <p>(5) 当該評価者が評価者名簿からの抹消を申し出、<u>主たる所属評価機関から評価者名簿抹消の申請があった者</u></p> <p>(6) 死亡その他やむを得ない事情により評価者の意思は確認できないが、<u>評価機関から名簿抹消の申請があった者</u></p> <p>2 機構は、<u>委員会</u>の調査審議により福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第17条に規定する「不正な行為」と同様の行為を行ったと判断された者に対し、<u>委員会の決定に基づき、当該評価者の評価者名簿からの抹消、又は期間</u></p>	<p>第1条から第3条まで（略）</p> <p>（主たる所属評価機関の表示）</p> <p>第4条 評価者名簿の所属評価機関の欄には、当該評価者の「主たる所属評価機関」を表示する。</p> <p>2 主たる所属評価機関がない場合には、「主たる所属評価機関なし」と表示する。ただし、<u>「主たる所属評価機関登録申請書（様式8）」により主たる所属評価機関の登録申請を行い、機構が受理したときには、当該欄に「主たる所属評価機関」が表示される。</u></p> <p>（名簿からの抹消等）</p> <p>第5条 次の各号に該当する場合、機構は当該評価者を評価者名簿から抹消する。</p> <p>(1) 評価実績がない年度が連続して3年となった者</p> <p>(2) 評価実績が著しく少ない場合で、<u>認証・公表委員会</u>の調査審議により名簿から抹消すべきと判断された者</p> <p>(3) 必要なフォローアップ研修を受講していない者</p> <p>(4) 「主たる所属評価機関なし」が表示され、その期間が1年を超えた者</p> <p>(5) 当該評価者が評価者名簿からの抹消を申し出、<u>主たる所属評価機関から「評価者名簿抹消申請書（様式9）」による申請があった者</u></p> <p>(6) 死亡その他やむを得ない事情により、<u>「評価者名簿抹消申請書（様式9）」により評価者の意思は確認できないが、様式4により評価機関から名簿抹消申請のあった者</u></p> <p>2 機構は、<u>認証・公表委員会</u>の調査審議により福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第17条に規定する「不正な行為」と同様の行為を行ったと判断された者に対し、<u>委員会の決定に基づき、当該評価者の評価者名簿からの抹消、</u></p>

を定めて評価者名簿の効力の全部又は一部を停止する。

3 機構は、第1項及び第2項の決定に基づき評価者名簿から抹消、又は期間を定めて評価者名簿登載の効力の全部又は一部の停止をした場合は、その旨を公表する。

(評価活動の休止)

第6条 次の各号に該当する評価者は、主たる所属評価機関が機構へ評価活動の休止を届け出ることにより、一年を上限として、期間を定め評価活動を休止することができる。

(1) 病気、妊娠、出産、育児、家族の介護等により評価活動を行うことができない場合

(2) 海外出張等により、国内にいない場合

(3) その他、前二号に準ずるやむを得ない事情があると機構が認める場合

2 機構は、第1項に基づき評価者が評価活動を休止している期間は、評価者名簿にその旨を表示する。

3 休止期間が終了した評価者は、主たる所属評価機関が機構へ評価活動の再開を届け出ることにより、評価活動を再開することができる。

(名簿への再登載)

第7条 一度評価者名簿から抹消された者で再度評価者名簿への登載を希望する場合は、評価者養成講習を再受講するものとする。ただし、福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第17条に規定する「不正な行為」と同様の行為を行なったと判断され抹消となった者は、その抹消の日から委員会で定められた期間を経過しなければ、再受講できないものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、名簿登載を実施するにあたり必要な事項がある場合は別に定める。

又は期間を定めて評価者名簿の効力の全部又は一部を停止する。

3 機構は、第1項及び第2項の決定に基づき評価者名簿から抹消、又は期間を定めて評価者名簿登載の効力の全部又は一部の停止をした場合は、その旨を公表する。

(名簿への再登載)

第6条 一度評価者名簿から抹消された者で再度評価者名簿への登載を希望する場合は、評価者養成講習を再受講するものとする。ただし、福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第17条に規定する「不正な行為」と同様の行為を行なったと判断され抹消となった者は、その抹消の日から委員会で定められた期間を経過しなければ、再受講できないものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、名簿登載を実施するにあたり必要な事項がある場合は別に定める。